

発議第39号

市議会議員の親族の生活保護受給の調査に関する決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により
提出いたします。

令和3年12月14日

提出者

市議会議員 松井 努

〃 竹内 清海

市議会議員の親族の生活保護受給の調査に関する決議

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

①市議会議員の親族の生活保護受給に関する事項

②市議会議員の親族が生活保護を受給している場合の扶養義務の履行状況に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第4項及び委員会条例第6条の規定により、委員15人からなる「市議会議員の親族の生活保護受給の調査に関する調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査期限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、100万円以内とする。

6. 理由

去る令和3年10月、我々市議会議員のもとに、市民から1通の投書が届いた。その投書には、本市議員である越川雅史議員の実兄から、ある市議に送ら

れた手紙が添えられ、「公職につく、市会議員が、家族ぐるみで、不正受給とは論外である。国民、市民の血税を、詐取するとは、議員の資格はない。議会として、真相を究明して、市民に報告する必要がある」と書かれていた。

そこで私たちは、令和3年11月5日、議長に対し、市民からの投書の内容が事実なのかを越川雅史議員に確認していただくことを求める「事実確認の申入書」を提出したところ、同17日に「申入書の質問事項が不明瞭」と越川雅史議員から回答があった旨の報告を受けたところである。

その報告を受け、私たちは再度、議長に対し、具体的な質問内容を記載した「越川雅史議員への生活保護に関する質問状」を提出したが、令和3年12月13日現在においても未だ回答がなされない状況である。

コロナ禍の現在において、市内の約8万6,000世帯の市民が所得200万円以下での苦しい生活を強いられている中、越川雅史議員は市議会議員報酬約1,000万円に加え会社も経営していることから、かなり高収入であることが推察される。この市民からの投書が事実だとすれば、道義的に見ても、公職であり、市民に範を示すべき市議会議員として重大な疑義が生じることは言うまでもない。

については、市議会議員の親族の生活保護受給の調査に関する調査特別委員会を設置し、市民からの投書内容の真相を究明するものである。

以上